○香美市移動スーパー事業物価高騰対策臨時支援金給付要綱

令和８年 11 月 16 日

告示第 206 号

香美市移動スーパー事業物価高騰対策臨時支援金給付要綱を次のように定める。

（趣旨）

第１条　この告示は、燃料費等の物価高騰の影響により経費負担の増加に直面している移動スーパー事業の経営を支援し、もって日常生活物資の購入環境の維持を図ることを目的として実施する、香美市移動スーパー事業物価高騰対策臨時支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　市が定める地域　高知県が定める中山間地域のうち、香美市の区域であって、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定により指定された振興山村地域をいう。

(2)　移動スーパー事業　あらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、日常生活物資を移動しながら販売することをいう。ただし、特定品目のみの販売、車両で調理加工した食品等を販売する移動販売、特定の世帯及び施設に訪問しての移動販売並びに商品のみを配達するものを除く。

(3)　移動販売車　移動スーパー事業に供する車両をいう。

（対象となる者）

第３条　支援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　令和８年 10 月１日時点において、１週間に２回以上、市が定める地域で移動販売車を１台以上運行しており、かつ、令和９年３月 31 日以降も当該地域で移動スーパー事業を継続する見込みがある、法人又は個人事業主であること。

(2)　移動販売車の燃料費を現に負担していること。

２　前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付対象としない。

(1)　香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香美市規則第 5 号）第４条各号のいずれかに該当すると認められる場合

(2)　香美市税の滞納がある場合

(3)　破産、特別清算その他の倒産等に係る法律上の手続の開始について申立てをした場合

（支援金額の算定）

第４条　支援金の額は、１週間に２回以上、市が定める地域で運行する移動販売車の合計台数に15万円を乗じて得た額とする。ただし、給付対象者が債権者であるときを除く。

（支援金の給付申請）

第５条　支援金の給付を受けようとする給付対象者は、香美市移動スーパー事業物価高騰対策臨時支援金給付申請書兼請求書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（申請期間）

第６条　前条の規定による申請の期間は、令和８年 11 月 16 日から令和９年１月 31 日までとする。

（給付可否及び額確定の通知）

第７条　市長は、予算の範囲内で支援金を給付するものとし、第５条の規定による給付申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査のうえ、給付の可否を決定する。

２　前項の規定により給付を決定した場合、給付すべき支援金の額を確定し、香美市移動スーパー事業物価高騰対策臨時支援金給付決定及び額確定通知書（様式第２号）により、当該申請者へ通知するものとする。

３　第１項の規定により給付を行わないことを決定した場合、香美市移動スーパー事業物価高騰対策臨時支援金不給付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者へ通知するものとする。

（支援金の支給）

第８条　市長は、前条の規定により、支援金の給付を決定したときは、速やかに支援金を給付するものとする。

（給付決定の取消し）

第９条　市長は、第７条の規定により支援金の給付決定通知を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（支援金の返還）

第10条　市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、給付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第11条　市長は、支援金の給付に関し必要があると認めるときは、給付決定者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補則）

第12条　この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年11月16日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に給付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

高知県が定める中山間地域のうち、香美市の区域であって、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定により指定された振興山村地域は、次のとおりとする。

旧町村名	対象地域名
旧土佐山田町	天坪村（樫谷、繁藤、上穴内、北滝本、角茂谷） 暁霞村（西又）
旧香北町	暁霞村（古井、河野、五百蔵、白川、有瀬、西峯、有川、西谷） 在所村（根須、白石、蕨野、永野、猪野々、永瀬、清爪、日浦込、梅久保、大井平、日比原、大束、朴ノ木、谷相、中谷、横谷、川ノ内） 西川村（大谷、佐敷、久保川）
旧物部村	全地域